平成26年3月9日

合同チームの取り扱いについて

近年少子化等に伴い各クラブとも部員の減少が激しく、単独クラブでの参加が難しいチームが増えている。そこで、そのような子供たちの試合出場機会を確保するため、合同チームを編成することを以下の条件の基で認めることとする。

１．合同チーム編成は各クラブとも下記の条件の時に認める。

Ⅰ部（A）は六年生・五年生・四年生で11名未満の場合とする

Ⅱ部（B）は五年生・四年生・三年生で11名未満の場合とする

低学年（C）は四年生・三年生・二年生で12名未満の場合とする

ただし、Ⅰ部はクラブの顔である為、部員数の確保に努めること。

1. 呼称は合同チームとする。
2. 合同チームは各区連盟内に登録されているクラブとする。

（休部クラブからの参加は認めない）

1. 合同チーム編成は当該クラブ代表と連盟会長の承認を必要とする。
2. 各区連盟・協会の大会毎の編成とし、抽選準備会までに成立すること。
3. 試合日程などの調整を考慮し、合同チームは２チームで行う。ただし、低学年は除く。
4. ベンチスタッフは１チームに偏らないように心がけること。

８．服装は統一されたユニフォームが望ましいが、個々のユニフォームも可とする。

ただし、背番号は統一されていること。

９．合同チームの登録人数が15名以上の場合は、更なるチーム編成を区連内で検討する

こと。

１０．合同チームの編成に当たり、選抜チームにならないよう心掛けること。

１１．単独チームが11名（低学年は12名）以上になった時は、次の大会からは合同

チームは解散し、再度編成し直すこと。

１２．合同チームの名称は、後々何処のチームの合同か判るように、簡潔明瞭なチーム名

とすること。

１３．上記の件に合致しない案件については別途当該区連３役も入れて協議し、登録に当

っては協会大会委員長の承認を得ることとする。

１４．合同チーム編成に当っては、各区連盟主導で行うものとする。

以上